

# 令和5年度 吉備中央町社会福祉協議会 事業計画

## 【基本方針】

本会では、社会福祉法第4条に定められている地域共生社会の実現に向け、長年の懸案であった「第1次 吉備中央町地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、町が策定する地域福祉計画を補完するものであり、今後5年間「みんなの笑い声があふれる懐かしくて新しいふるさとの創造」を基本理念とし、本会の組織強化を図りながら町の地域福祉の向上を目指すための行動指針となります。

この計画を実践するため、令和5年度では本会の体制整備にとりくんでいきます。まず、現行の福祉委員制度を見直し、本会職員が地区担当となり、福祉委員会(仮)を各地区に設置していきます。これにより、地域の生活課題を早期発見、早期支援できる体制を地域住民と一緒に構築し「ともに生きる豊かな地域社会」づくりの推進を目指します。同時に、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、町が行う相談支援、参加支援、地域づくりに向けた重層的支援体制整備事業のとりくみについて協議します。

また、県社協より相談支援体制強化推進事業を受託し、新型コロナ特例貸付を借り受けした世帯の支援を行います。貸付業務を通じて顕在化した様々な課題とその後の状況を把握し、必要な支援につなげます。

介護保険事業については、昨年度まで本会介護保険事業所職員とともに経費削減や利用促進に向けたとりくみなど検討を行いましたが、本会2ヶ所の通所介護事業所及び訪問介護事業所の赤字削減には至りませんでした。令和5年度では、行政の介護保険事業計画を基本に、福祉課や外部組織等関係団体と介護保険事業検討委員会を立上げ、事業規模の縮小・継続の可否を含めて抜本的に検討します。

## 【重点目標】

1. 地域福祉活動計画評価委員会の設置
2. 総合的な相談・生活支援体制の整備
3. 小地域福祉ネットワークづくりの推進
4. 社協職員の意識改革と資質の向上
5. 組織、運営体制の強化

## I 法人運営部門

地域福祉を目的とした公共性の高い団体として、事業を効果的かつ適正に行うため、地域に開かれた組織体制を確立し、経営基盤の強化と事業やサービスの質の向上を図り、住民に信頼される組織運営を図ります。

### 1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会・監査会の開催
- (2) 財源確保に向けた取組
- (3) 労働法制に基づいた労務管理
- (4) 職員研修体制の確立
- (5) 感染症及び災害時BCP（業務継続計画）の策定
- (6) 事業広報活動等の充実

## II 地域福祉部門

地域住民や地域のあらゆる団体・組織と協働して地域生活課題を把握し、その解決や地域づくりに向けた取り組みを計画的・総合的に推進するとともに、福祉共育（教育）・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を図っていきます。

### 1. 地域福祉事業

#### (1) 地区社協の活動支援・育成強化

地域住民による「見守り・支え合い」の地域福祉活動を支援するとともに、地域福祉の推進に向けて育成強化を図ります。

#### (2) 福祉委員会（仮）制度の検討

現行の福祉委員制度を見直し、本会職員を地区担当（事務局）とした福祉委員会（仮）を設立し、身近な地域の中にある問題や課題を早期発見、早期支援できる体制をつくります。

#### (3) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

地域住民が気軽に集える場所づくりを通して、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」などのサロン活動の推進を図ります。

#### (4) 福祉共育（教育）の推進

高齢者や障害者、地域の方々など、多様な特性を持たれた人々との「対話」を通して、それぞれの違いを知り、共に生きるために自分に何ができるかを考えるきっかけをつくります。

## **(5) 生活支援コーディネーター配置（受託事業）**

住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が送れるように、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発を行うとともに関係者間の情報共有等連携のためのネットワークを構築していきます。

## **2. 在宅福祉サービス事業**

- (1) 高齢者ふれあい交流事業(受託事業)
- (2) 高齢者生活福祉センター居住部門運営事業(受託事業)
- (3) 産前産後ケア移動支援事業(受託事業)
- (4) 生活福祉資金貸付事業(受託事業)
- (5) 高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業
- (6) 福祉車両貸出事業
- (7) 日常生活用具貸与事業
- (8) あんしん電話サービス事業
- (9) サポーター派遣サービス事業

## **3. ボランティアセンター活動事業**

- (1) 夏のボランティア体験事業(中学生以上)
- (2) ボランティア団体助成事業(各ボランティア団体)
- (3) 災害ボランティア養成講座(災害ボランティアの養成・登録)
- (4) 災害ボランティアセンター設置体制整備
- (5) ボランティア保険加入支援
- (6) 福祉ボランティアグループ活動支援
- (7) ボランティア活動に関する相談・調整

## **4. 福祉センター管理運営事業**

- (1) 老人福祉センター管理運営事業(ふれあい荘)
- (2) 総合福祉センター指定管理事業(高齢者生活福祉センター、介護保険関連施設)
- (3) 賀陽福祉センター指定管理事業(デイサービスセンターしらさぎ、生きがい支援センター、ミニゴルフ場、ゲートボール場、共同作業場)

## **5. 各種団体活動支援・助成金交付事業**

- (1) シルバー人材事業団(受付等事務支援)
- (2) ふれあい・いきいきサロン ・はつらつ元気体操
- (3) 身体障害者福祉協会
- (4) ボランティアサークルほほえみの会

- (5) 遺族会
- (6) ケイマンゴルフ同好会

## 6. その他

- (1) 100歳祝賀訪問
- (2) 災害見舞(火災、水害、土砂災害等)

## 7. 共同募金・たすけあい募金事業

### (1) 共同募金事業

多様で複雑化している地域福祉の課題の解決に取り組むボランティア団体等を応援するため、募金活動を通して誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

(主な事業)

- ・町内各種団体助成事業
- ・福祉まつり
- ・オリジナルグッズ作成事業（広報事業）

### (2) たすけあい募金事業

生活に困窮している方や社会的孤立状態にあり支援を必要としている方をはじめ、地域で暮らす誰もが、新たな年を安心して迎えられよう、地域の助け合いによる繋がりづくりを推進します。

- ・児童養護施設支援事業
- ・つながりサポート事業
- ・生活困窮者見舞金事業
- ・生活応援事業
- ・長期休業中(小学生)のお弁当屋さん事業
- ・その他事業

## Ⅲ 相談支援・権利擁護部門

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、「断らない」相談支援を念頭に、多様で継続的な「出口支援」を行い、相談者自身による問題解決を支援していきます。

また、認知症高齢者、知的障害者など意思決定が困難な方の判断能力を補うため、社会福祉協議会が成年後見人等となり、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるよう、その権利を擁護します。

### (1) 法人後見事業

支援を必要とする方を対象に、成年後見制度等の権利擁護制度を活用し、財産管理や身上保護を中心とする権利擁護サービスを提供します。

## (2) 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きを行うとともに、預金通帳等の貴重品の預かりを行います。

## (3) 特定相談支援事業

行政、関係機関と連携し、身体に障害のある方、知的・精神に障害のある方また難病患者の方を対象に、自分らしい生活が送れるよう支援します。

## (4) 相談支援体制強化推進事業（受託事業）

新型コロナ特例貸付の実施を通じて顕在化した、様々な課題を抱える借り受け世帯に対し、特例貸付借り受け後の状況を把握し、必要な支援を行っていきます。

## IV 介護保険部門

今年度の介護サービス事業については、多様化、深刻化する福祉課題・生活課題への対応を強化するため、介護サービス事業の技術や知識等の資源を社協全体として生かすことが重要であり、地域福祉と介護サービス事業の総合的展開を図ります。そして、住民主体の地域包括ケアシステムを支える社協らしい介護サービス事業の推進を図ります。

### 1. 介護サービス事業

#### (1) 居宅介護支援事業（居宅介護支援事業所）

#### (2) 通所介護事業（しらすぎ通所介護事業所、やすらぎ通所介護事業所）

#### (3) 訪問介護事業（訪問介護事業所）